

## 基礎ぐい工事に関するパブリックコメントについて

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、国土交通省は、建築物の安全性確保や国民の不安払拭を図る観点から、平成 27 年 10 月に「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会（委員長：深尾精一首都大学東京名誉教授）」を設置し、再発防止策等について専門的見地から検討し、12 月 25 日に中間とりまとめが提出されました。中間とりまとめにおいては、

- 国土交通省において、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールを作成し、提示すること
- 基礎ぐい工事に携わる会員企業の多い建設業団体等においては、国土交通省が示す一般的施工ルールに準拠し、現場に即した自主ルールを速やかに策定すること

等が再発防止策として提言されています。

※対策委員会及び中間取りまとめ報告書については国土交通省 HP をご覧ください。

⇒ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000092.html)

上記提言を受け、基礎ぐい工事に関するパブリックコメント(意見公募)を 2/1 から開始しています。

(1)基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について(告示)

(2)基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン(案)

※意見募集期間(双方とも) 平成 28 年 2 月 27 日(土)まで(必着)

杭基礎として取り扱っていない小規模建築物においても、これらの告示案やガイドライン案に準拠した監理が求められることになると考えられます。当協会としても、本問題に真剣に取り組んでまいります。

## 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について(告示)

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 25 条の 27 第 2 項の規定に基づき、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき措置を定めた告示を定めることとした。

【問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111) 土地・建設産業局建設業課(内線 24756)

詳細は電子政府の総合窓口(e-Gov)のパブリックコメントページをご覧ください。

⇒ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155160302&Mode=0>

## 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン(案)

基礎ぐい工事が設計図書どおりに適正に施工されることを確保するため、「工事監理ガイドライン」(平成 21 年 9 月策定)に示されている考え方を踏まえたうえで、工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うにあたって留意すべき点を示すガイドライン(案)を作成した。

【問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111) 住宅局 建築指導課(内線 39542)

詳細は電子政府の総合窓口(e-Gov)のパブリックコメントページをご覧ください。

⇒ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155160708&Mode=0>